

令和3年度 低密度下におけるニホンジカの捕獲試験及び行動把握調査 実施計画

近年、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の個体数の急激な増加に伴い、深刻化の一途をたどる森林被害への対策は喫緊の課題であり、国として令和5年度までにシカの個体数の半減を目標に掲げ、各都県をはじめ関係機関等と連携を図りつつ広域的なシカ捕獲に取り組むこととしている。

このような中、利根沼田森林管理署相俣担当区部内の国有林にある赤谷プロジェクトエリア（以下「赤谷の森」という。）では、現状は比較的低密度であるものの、シカの出現頻度の増加及び植生への影響が確認されているところである。

このことから、侵入初期段階（低密度）にあるシカへの総合的な対策の検討に先駆的に取り組むとともに、その成果を発表し日本全国の森林生態系管理へ波及させることを目指すこととして、低密度下におけるシカの捕獲方法を試験し、評価を実施することを目的に、赤谷森林ふれあい推進センター（以下「赤谷センター」という。）では、平成27年度から実施している捕獲のための誘引試験により、鉦塩による誘引（おびき寄せ）に効果が現れたことから、鉦塩を用いた括り罠及び箱罠による誘引捕獲を下記により実施する。加えて、当該地域におけるシカの季節移動を把握し、今後のシカ対策に資することを目的として、GPS発信器（2台）を追跡個体に装着して位置情報を測位し、シカの行動圏等を調査する。

記

1 試験名

令和3年度 低密度下におけるニホンジカの捕獲試験及び行動把握調査

2 試験の目的

シカ被害が拡大する前にシカを低密度状態に維持する個体数管理の手法を確立することを目的とする。具体的には、飼材を用いた誘引による捕獲手法の確立並びにGPS発信器を用いた個体追跡により行動圏等を把握する。

3 試験内容

- (1)捕獲試験：誘引飼材を用いてシカを誘引し捕獲する。
- (2)行動把握調査：上記(1)で捕獲した個体にGPS発信器を装着して位置情報を測位し、シカの行動圏等を調査する。

4 実施場所

利根沼田森林管理署相俣担当区部内国有林（群馬県利根郡みなかみ町相俣）全6箇所（別紙「位置図」のとおり）

5 実施期間

- (1)捕獲試験：令和3年6月1日(火)～令和3年6月30日(水)
- (2)行動把握調査：令和3年6月1日(火)～令和5年3月31日(金)

6 捕獲対象動物

ニホンジカ

7 資材

罾：括り罾及び箱罾

誘引餌材：鉋塩

GPS 追跡装置：シカ用 GPS 首輪発信器 GLT-03、コントローラーGLR-02・アンテナキット LA-03、GPS 首輪コントロールソフト GL-Link Manager2

8 実施体制（従事者）

(1) 赤谷センター職員及び日本自然保護協会職員等

(2) ニホンジカ対策の試験研究を行っている群馬県林業試験場（主席研究員坂庭浩之氏）の技術協力を得る。

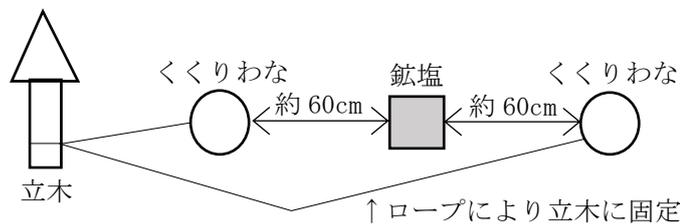
(3) 捕獲対象動物であるシカ以外の動物を錯誤捕獲した場合の放獣等及び行動把握調査対象とするシカに GPS 発信器を装着する作業については、あらかじめ単価契約した受託者がその対応業務を行う。

9 実施内容

(1) 捕獲試験

(ア) 括り罾の設置及び撤去の計画

各試験地では、鉋塩の周辺に括り罾を下記の要領で設置する。



(イ) 箱罾の設置及び撤去の計画

試験地では、鉄製の箱罾（上部に錯誤捕獲動物（ツキノワグマ等）が脱出できる脱出口が設けられた製品）を地面に直置きし、箱罾の中に誘引のために鉋塩を設置する。

(ウ) 見回り

試験地に通信機能付センサーカメラ設置し、捕獲の様子が映し出された場合及び週 1 回の見回りを行う。

(エ) 殺処分

その場で保定し電撃器により止め刺しを行う。止め刺ししたシカは、試験地から離れた林内に埋設する。

(オ) シカ以外の動物の錯誤捕獲への対応

外部の者（委託業務受託者）により対応する。具体的には、11 により行う。

(2) 行動把握調査

(ア) 追跡個体の捕獲

上記(1)の(イ)で捕獲した個体を追跡対象とする。なお、追跡対象は2頭までとする。

(イ)GPS 発信器の装着

外部の者（委託業務受託者）により対応する。具体的には、11 により行う。

(ウ)GPS 発信器装着個体の追跡

シカに GPS 発信器を装着後、月に 1 度の頻度で GPS 測位値を取得し、シカの行動を追跡する。追跡期間は、GPS 発信器を追跡個体に装着した日から令和 5 年 3 月末までとする。

(エ)GPS 測位置データの解析

GIS アプリケーションソフトを用いて、シカの移動について測位した GPS データからシカの移動経路及び滞在地の図化を行い、シカの越冬地等を検討するデータを収集して行動を解析する。

10 捕獲に係る各種手続等

(1) 群馬県知事への捕獲許可申請

本件はシカの捕獲方法の研究であることから、学術研究のための捕獲試験として群馬県知事あてに「鳥獣捕獲等許可等申請書」を提出する。

なお、カモシカを錯誤捕獲した場合は、放獣し県教育委員会へ報告するよう県担当者から指示を受けている。

(2) 当該市町村（みなかみ町）への申請

イノシシの錯誤捕獲があった場合の殺処分については、みなかみ町へ県の許可書の写し、従事者名簿（住所、職業、氏名、生年月日、狩猟免許の種別・番号・交付年月日、銃器の所持許可番号・交付年月日・銃砲の種類、職員は研修受講年月日など）を実施前（県の許可後）に提出する。なお、ツキノワグマの放獣又は殺処分については、県担当者から当該市町村に確認するよう指示を受けたことから、みなかみ町役場の担当者へ確認したところ、実施箇所が人家の近くではないことから放獣とするよう指示を受けている。

11 錯誤捕獲等への対応

どう猛なツキノワグマやイノシシ、特別天然記念物のカモシカを錯誤捕獲した場合の対応及びシカに GPS 発信器を装着する作業は、麻酔銃を使用した放獣などを職員が行えないため、麻酔銃や猟銃の使用が可能で、それらの実績を持つ外部の者とあらかじめ単価契約を結び、受託者が下記(1)～(4)の業務を行う。

(1) ツキノワグマを錯誤捕獲した場合

麻酔銃で眠らせ放獣する。

(2) イノシシを錯誤捕獲した場合

銃により殺処分する。

(3) カモシカを錯誤捕獲した場合

麻酔銃で眠らせる等により放獣する。

なお、群馬県教育委員会へ報告する。

(4) シカに GPS 発信器を装着し放獣する場合

麻酔銃で眠らせて GPS 発信器を装着した後に放獣する。

12 安全管理

(1) 実施期間は、安全管理上の観点から狩猟期を外す。（狩猟期は 11 月 15 日から）

(2) 止め差しを行う際は、2 人以上の体制で行う。

- (3) 試験地には、記 10 (1) で受けた県の許可書 (写) を掲示する。
- (4) 試験地入口には「括り罨設置中・入林注意」等の掲示板を設置する。

13 成果の公表

本取組は、赤谷プロジェクト哺乳類WGにおいて結果を検証し、シカを低密度状態で維持する管理手法の確立に向けた検討を行う。

なお、取組の内容及び検討の結果等については、他の地域での取組に活かせるよう広く発信する。